

防災安全R1-18  
2019年7月1日

原子力規制委員会  
原子力規制庁  
緊急事案対策室長 殿

東京電力ホールディングス株式会社  
原子力運営管理部長

**福島第二原子力発電所 原子力事業者防災業務計画における読み替えについて**

「福島第二原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」につきまして、法令改正に伴い、2019年7月1日より次回修正までの間、添付資料のとおり読み替えて運用させていただきますので、ご連絡致します。

添付資料

- ・福島第二原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読替前後比較表

以上

頁	現行	読替後	備考
	<p data-bbox="439 549 958 654">福島第二原子力発電所 原子力事業者防災業務計画別冊</p> <p data-bbox="600 874 797 906">平成31年3月</p> <p data-bbox="492 1005 909 1037">東京電力ホールディングス株式会社</p>	<p data-bbox="1283 564 1816 670">福島第二原子力発電所 原子力事業者防災業務計画別冊</p> <p data-bbox="1444 900 1641 932">平成31年3月</p> <p data-bbox="1337 1034 1753 1066">東京電力ホールディングス株式会社</p>	

頁	現行	読替後	備考																														
<p>II-22</p>	<p>別表2-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準(4/7)</p>	<p>別表2-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準(4/7)</p>	<p>原 災 法 関 係 法 令 改 正 に 伴 う 変 更 及 び 記 載 の 適 正 化 ( 法 令 名 称 と の 整 合 化 )</p>																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>EAL番号</th> <th>SE31</th> <th>BWR</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>EAL略称</td> <td colspan="2">使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</td> </tr> <tr> <td>EAL</td> <td colspan="2">使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</td> </tr> <tr> <td>事業者解釈</td> <td colspan="2">(1)「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき」とは、注水設備(可搬型設備を含む)による貯蔵槽への水補給を行っても水位低下傾向が止まらず、使用済燃料貯蔵プールの水位計、監視カメラ等により、「燃料集合体頂部より上方2メートルの水位に達すること」を確認した場合をいう。 水位計による確認とは、水位計の接点No. 4の露出をいう。</td> </tr> <tr> <td>規制庁解説</td> <td colspan="2">上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位低下が継続し遮蔽能力の低下がおり、現場への立入りが困難になるおそれがあるという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</td> </tr> </tbody> </table>	EAL番号		SE31	BWR	EAL略称	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失		EAL	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。		事業者解釈	(1)「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき」とは、注水設備(可搬型設備を含む)による貯蔵槽への水補給を行っても水位低下傾向が止まらず、使用済燃料貯蔵プールの水位計、監視カメラ等により、「燃料集合体頂部より上方2メートルの水位に達すること」を確認した場合をいう。 水位計による確認とは、水位計の接点No. 4の露出をいう。		規制庁解説	上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位低下が継続し遮蔽能力の低下がおり、現場への立入りが困難になるおそれがあるという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>EAL番号</th> <th>SE31</th> <th>BWR</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>EAL略称</td> <td colspan="2">使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</td> </tr> <tr> <td>EAL</td> <td colspan="2">使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</td> </tr> <tr> <td>事業者解釈</td> <td colspan="2">(1)「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき」とは、注水設備(可搬型設備を含む)による貯蔵槽への水補給を行っても水位低下傾向が止まらず、使用済燃料貯蔵プールの水位計、監視カメラ等により、「燃料集合体頂部より上方2メートルの水位に達すること」を確認した場合をいう。 水位計による確認とは、水位計の接点No. 4の露出をいう。</td> </tr> <tr> <td>規制庁解説</td> <td colspan="2">上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位低下が継続し遮蔽能力の低下がおり、現場への立入りが困難になるおそれがあるという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</td> </tr> </tbody> </table>	EAL番号	SE31	BWR	EAL略称	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失		EAL	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。		事業者解釈	(1)「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき」とは、注水設備(可搬型設備を含む)による貯蔵槽への水補給を行っても水位低下傾向が止まらず、使用済燃料貯蔵プールの水位計、監視カメラ等により、「燃料集合体頂部より上方2メートルの水位に達すること」を確認した場合をいう。 水位計による確認とは、水位計の接点No. 4の露出をいう。		規制庁解説	上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位低下が継続し遮蔽能力の低下がおり、現場への立入りが困難になるおそれがあるという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。	
	EAL番号	SE31		BWR																													
	EAL略称	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失																															
	EAL	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。																															
	事業者解釈	(1)「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき」とは、注水設備(可搬型設備を含む)による貯蔵槽への水補給を行っても水位低下傾向が止まらず、使用済燃料貯蔵プールの水位計、監視カメラ等により、「燃料集合体頂部より上方2メートルの水位に達すること」を確認した場合をいう。 水位計による確認とは、水位計の接点No. 4の露出をいう。																															
規制庁解説	上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位低下が継続し遮蔽能力の低下がおり、現場への立入りが困難になるおそれがあるという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。																																
EAL番号	SE31	BWR																															
EAL略称	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失																																
EAL	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。																																
事業者解釈	(1)「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき」とは、注水設備(可搬型設備を含む)による貯蔵槽への水補給を行っても水位低下傾向が止まらず、使用済燃料貯蔵プールの水位計、監視カメラ等により、「燃料集合体頂部より上方2メートルの水位に達すること」を確認した場合をいう。 水位計による確認とは、水位計の接点No. 4の露出をいう。																																
規制庁解説	上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位低下が継続し遮蔽能力の低下がおり、現場への立入りが困難になるおそれがあるという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>EAL番号</th> <th>SE55</th> <th>BWR</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>EAL略称</td> <td colspan="2">防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生</td> </tr> <tr> <td>EAL</td> <td colspan="2">その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</td> </tr> <tr> <td>事業者解釈</td> <td colspan="2">(1)「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 (2)「原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、原子力施設に影響を及ぼすおそれにより放射線又は放射性物質が放出されうる状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。</td> </tr> <tr> <td>規制庁解説</td> <td colspan="2">放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又はされるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</td> </tr> </tbody> </table>	EAL番号	SE55	BWR	EAL略称	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生		EAL	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。		事業者解釈	(1)「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 (2)「原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、原子力施設に影響を及ぼすおそれにより放射線又は放射性物質が放出されうる状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。		規制庁解説	放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又はされるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>EAL番号</th> <th>SE55</th> <th>BWR</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>EAL略称</td> <td colspan="2">防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生</td> </tr> <tr> <td>EAL</td> <td colspan="2">その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</td> </tr> <tr> <td>事業者解釈</td> <td colspan="2">(1)「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 (2)「原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、原子力施設に影響を及ぼすおそれにより放射線又は放射性物質が放出されうる状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。</td> </tr> <tr> <td>規制庁解説</td> <td colspan="2">放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又はされるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</td> </tr> </tbody> </table>	EAL番号	SE55	BWR	EAL略称	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生		EAL	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。		事業者解釈	(1)「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 (2)「原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、原子力施設に影響を及ぼすおそれにより放射線又は放射性物質が放出されうる状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。		規制庁解説	放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又はされるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。			
EAL番号	SE55	BWR																															
EAL略称	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生																																
EAL	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。																																
事業者解釈	(1)「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 (2)「原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、原子力施設に影響を及ぼすおそれにより放射線又は放射性物質が放出されうる状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。																																
規制庁解説	放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又はされるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。																																
EAL番号	SE55	BWR																															
EAL略称	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生																																
EAL	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。																																
事業者解釈	(1)「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 (2)「原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、原子力施設に影響を及ぼすおそれにより放射線又は放射性物質が放出されうる状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。																																
規制庁解説	放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又はされるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>EAL番号</th> <th>XSE*61</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>EAL略称</td> <td colspan="2">事業所外運搬での放射線量の上昇</td> </tr> <tr> <td>EAL</td> <td colspan="2">事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 主務省令で定めるところとは「通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第2条第1項」を指す。 令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</td> </tr> <tr> <td>事業者解釈</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td>規制庁解説</td> <td colspan="2">-</td> </tr> </tbody> </table>	EAL番号	XSE*61		EAL略称	事業所外運搬での放射線量の上昇		EAL	事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 主務省令で定めるところとは「通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第2条第1項」を指す。 令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。		事業者解釈	-		規制庁解説	-		<table border="1"> <thead> <tr> <th>EAL番号</th> <th>XSE*61</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>EAL略称</td> <td colspan="2">事業所外運搬での放射線量の上昇</td> </tr> <tr> <td>EAL</td> <td colspan="2">事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 主務省令で定めるところとは「<u>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が</u>通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する<u>省令第2条第1項</u>」を指す。 令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</td> </tr> <tr> <td>事業者解釈</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td>規制庁解説</td> <td colspan="2">-</td> </tr> </tbody> </table>	EAL番号	XSE*61		EAL略称	事業所外運搬での放射線量の上昇		EAL	事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 主務省令で定めるところとは「 <u>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が</u> 通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する <u>省令第2条第1項</u> 」を指す。 令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。		事業者解釈	-		規制庁解説	-			
EAL番号	XSE*61																																
EAL略称	事業所外運搬での放射線量の上昇																																
EAL	事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 主務省令で定めるところとは「通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第2条第1項」を指す。 令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。																																
事業者解釈	-																																
規制庁解説	-																																
EAL番号	XSE*61																																
EAL略称	事業所外運搬での放射線量の上昇																																
EAL	事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 主務省令で定めるところとは「 <u>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が</u> 通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する <u>省令第2条第1項</u> 」を指す。 令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。																																
事業者解釈	-																																
規制庁解説	-																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>EAL番号</th> <th>XSE*62</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>EAL略称</td> <td colspan="2">事業所外運搬での放射性物質の漏えい</td> </tr> <tr> <td>EAL</td> <td colspan="2">事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</td> </tr> <tr> <td>事業者解釈</td> <td colspan="2">事業所外運搬からはL型輸送物あるいはIP-1型輸送物を除く。</td> </tr> <tr> <td>規制庁解説</td> <td colspan="2">-</td> </tr> </tbody> </table>	EAL番号	XSE*62		EAL略称	事業所外運搬での放射性物質の漏えい		EAL	事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。		事業者解釈	事業所外運搬からはL型輸送物あるいはIP-1型輸送物を除く。		規制庁解説	-		<table border="1"> <thead> <tr> <th>EAL番号</th> <th>XSE*62</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>EAL略称</td> <td colspan="2">事業所外運搬での放射性物質の漏えい</td> </tr> <tr> <td>EAL</td> <td colspan="2">事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</td> </tr> <tr> <td>事業者解釈</td> <td colspan="2">事業所外運搬からはL型輸送物あるいはIP-1型輸送物を除く。</td> </tr> <tr> <td>規制庁解説</td> <td colspan="2">-</td> </tr> </tbody> </table>	EAL番号	XSE*62		EAL略称	事業所外運搬での放射性物質の漏えい		EAL	事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。		事業者解釈	事業所外運搬からはL型輸送物あるいはIP-1型輸送物を除く。		規制庁解説	-			
EAL番号	XSE*62																																
EAL略称	事業所外運搬での放射性物質の漏えい																																
EAL	事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。																																
事業者解釈	事業所外運搬からはL型輸送物あるいはIP-1型輸送物を除く。																																
規制庁解説	-																																
EAL番号	XSE*62																																
EAL略称	事業所外運搬での放射性物質の漏えい																																
EAL	事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。																																
事業者解釈	事業所外運搬からはL型輸送物あるいはIP-1型輸送物を除く。																																
規制庁解説	-																																
<p>※XSE：事業所外運搬時における施設敷地緊急事態判断するEAL。</p>	<p>※XSE：事業所外運搬時における施設敷地緊急事態判断するEAL。</p>																																

頁	現行	読替後	備考																																																																																										
<p>II-29</p>	<p>別表2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (4/4)</p> <table border="1" data-bbox="356 397 1048 636"> <thead> <tr> <th>EAL番号</th> <th>GE55</th> <th>BWR</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>EAL略称</td> <td colspan="2">住民の防護措置を開始する必要がある事象発生</td> </tr> <tr> <td>EAL</td> <td colspan="2">その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</td> </tr> <tr> <td>事業者解釈</td> <td colspan="2">(1)「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 (2)「原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、原子力施設への影響により放射線又は放射性物質が放出される状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。</td> </tr> <tr> <td>規制庁解説</td> <td colspan="2">原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="356 652 1048 844"> <thead> <tr> <th>EAL番号</th> <th>XGE*61</th> <th>BWR</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>EAL略称</td> <td colspan="2">事業所外運搬での放射線量の異常上昇</td> </tr> <tr> <td>EAL</td> <td colspan="2">事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 主務省令で定めるところとは「通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第2条第1項」を指す。 令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</td> </tr> <tr> <td>事業者解釈</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td>規制庁解説</td> <td colspan="2">-</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="356 860 1048 1053"> <thead> <tr> <th>EAL番号</th> <th>XGE*62</th> <th>BWR</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>EAL略称</td> <td colspan="2">事業所外運搬放射性物質の異常漏えい</td> </tr> <tr> <td>EAL</td> <td colspan="2">事業所外運搬の場合にあつて、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</td> </tr> <tr> <td>事業者解釈</td> <td colspan="2">・事業所外運搬からはI P型輸送物を除く。 ・定められた量の放射性物質が漏えいすることはA2値（1メートル離れた地点において30分間で被ばくする量が50mSvとなるような放射線量）を検出することを言う。</td> </tr> <tr> <td>規制庁解説</td> <td colspan="2">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※XGE；事業所外運搬時における全面緊急事態判断するEAL。</p>	EAL番号	GE55	BWR	EAL略称	住民の防護措置を開始する必要がある事象発生		EAL	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。		事業者解釈	(1)「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 (2)「原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、原子力施設への影響により放射線又は放射性物質が放出される状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。		規制庁解説	原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。		EAL番号	XGE*61	BWR	EAL略称	事業所外運搬での放射線量の異常上昇		EAL	事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 主務省令で定めるところとは「通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第2条第1項」を指す。 令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。		事業者解釈	-		規制庁解説	-		EAL番号	XGE*62	BWR	EAL略称	事業所外運搬放射性物質の異常漏えい		EAL	事業所外運搬の場合にあつて、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。		事業者解釈	・事業所外運搬からはI P型輸送物を除く。 ・定められた量の放射性物質が漏えいすることはA2値（1メートル離れた地点において30分間で被ばくする量が50mSvとなるような放射線量）を検出することを言う。		規制庁解説	-		<p>別表2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (4/4)</p> <table border="1" data-bbox="1196 383 1906 630"> <thead> <tr> <th>EAL番号</th> <th>GE55</th> <th>BWR</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>EAL略称</td> <td colspan="2">住民の防護措置を開始する必要がある事象発生</td> </tr> <tr> <td>EAL</td> <td colspan="2">その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</td> </tr> <tr> <td>事業者解釈</td> <td colspan="2">(1)「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 (2)「原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、原子力施設への影響により放射線又は放射性物質が放出される状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。</td> </tr> <tr> <td>規制庁解説</td> <td colspan="2">原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1196 646 1906 845"> <thead> <tr> <th>EAL番号</th> <th>XGE*61</th> <th>BWR</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>EAL略称</td> <td colspan="2">事業所外運搬での放射線量の異常上昇</td> </tr> <tr> <td>EAL</td> <td colspan="2">事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 主務省令で定めるところとは「<u>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第2条第1項</u>」を指す。 令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</td> </tr> <tr> <td>事業者解釈</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td>規制庁解説</td> <td colspan="2">-</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1196 861 1906 1061"> <thead> <tr> <th>EAL番号</th> <th>XGE*62</th> <th>BWR</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>EAL略称</td> <td colspan="2">事業所外運搬放射性物質の異常漏えい</td> </tr> <tr> <td>EAL</td> <td colspan="2">事業所外運搬の場合にあつて、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</td> </tr> <tr> <td>事業者解釈</td> <td colspan="2">・事業所外運搬からはI P型輸送物を除く。 ・定められた量の放射性物質が漏えいすることはA2値（1メートル離れた地点において30分間で被ばくする量が50mSvとなるような放射線量）を検出することを言う。</td> </tr> <tr> <td>規制庁解説</td> <td colspan="2">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※XGE；事業所外運搬時における全面緊急事態判断するEAL。</p>	EAL番号	GE55	BWR	EAL略称	住民の防護措置を開始する必要がある事象発生		EAL	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。		事業者解釈	(1)「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 (2)「原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、原子力施設への影響により放射線又は放射性物質が放出される状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。		規制庁解説	原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。		EAL番号	XGE*61	BWR	EAL略称	事業所外運搬での放射線量の異常上昇		EAL	事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 主務省令で定めるところとは「 <u>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第2条第1項</u> 」を指す。 令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。		事業者解釈	-		規制庁解説	-		EAL番号	XGE*62	BWR	EAL略称	事業所外運搬放射性物質の異常漏えい		EAL	事業所外運搬の場合にあつて、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。		事業者解釈	・事業所外運搬からはI P型輸送物を除く。 ・定められた量の放射性物質が漏えいすることはA2値（1メートル離れた地点において30分間で被ばくする量が50mSvとなるような放射線量）を検出することを言う。		規制庁解説	-		<p>原災法関係法令改正に伴う変更及び記載の適正化（法令名称との整合化）</p>
	EAL番号	GE55	BWR																																																																																										
	EAL略称	住民の防護措置を開始する必要がある事象発生																																																																																											
	EAL	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。																																																																																											
	事業者解釈	(1)「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 (2)「原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、原子力施設への影響により放射線又は放射性物質が放出される状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。																																																																																											
	規制庁解説	原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。																																																																																											
EAL番号	XGE*61	BWR																																																																																											
EAL略称	事業所外運搬での放射線量の異常上昇																																																																																												
EAL	事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 主務省令で定めるところとは「通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第2条第1項」を指す。 令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。																																																																																												
事業者解釈	-																																																																																												
規制庁解説	-																																																																																												
EAL番号	XGE*62	BWR																																																																																											
EAL略称	事業所外運搬放射性物質の異常漏えい																																																																																												
EAL	事業所外運搬の場合にあつて、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。																																																																																												
事業者解釈	・事業所外運搬からはI P型輸送物を除く。 ・定められた量の放射性物質が漏えいすることはA2値（1メートル離れた地点において30分間で被ばくする量が50mSvとなるような放射線量）を検出することを言う。																																																																																												
規制庁解説	-																																																																																												
EAL番号	GE55	BWR																																																																																											
EAL略称	住民の防護措置を開始する必要がある事象発生																																																																																												
EAL	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。																																																																																												
事業者解釈	(1)「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 (2)「原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、原子力施設への影響により放射線又は放射性物質が放出される状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。																																																																																												
規制庁解説	原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。																																																																																												
EAL番号	XGE*61	BWR																																																																																											
EAL略称	事業所外運搬での放射線量の異常上昇																																																																																												
EAL	事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 主務省令で定めるところとは「 <u>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第2条第1項</u> 」を指す。 令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。																																																																																												
事業者解釈	-																																																																																												
規制庁解説	-																																																																																												
EAL番号	XGE*62	BWR																																																																																											
EAL略称	事業所外運搬放射性物質の異常漏えい																																																																																												
EAL	事業所外運搬の場合にあつて、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。																																																																																												
事業者解釈	・事業所外運搬からはI P型輸送物を除く。 ・定められた量の放射性物質が漏えいすることはA2値（1メートル離れた地点において30分間で被ばくする量が50mSvとなるような放射線量）を検出することを言う。																																																																																												
規制庁解説	-																																																																																												

頁	現行	読替後	備考																																																																																																																																																																														
II-51	<p style="text-align: center;">別表2-9 SPDS伝送項目一覧</p> <p style="text-align: right;">3号機</p> <table border="1" data-bbox="367 333 1037 1353"> <thead> <tr> <th>連番</th> <th>パラメータ説明</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>29</td><td>HPCS系 流量</td><td>m3/h</td></tr> <tr><td>30</td><td>LPCS系 流量</td><td>m3/h</td></tr> <tr><td>31</td><td>ADS-A 作動</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>32</td><td>ADS-B 作動</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>33</td><td>HPCS-P 運転中</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>34</td><td>LPCS-P 運転中</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>35</td><td>RHR系 A 流量</td><td>m3/h</td></tr> <tr><td>36</td><td>RHR系 B 流量</td><td>m3/h</td></tr> <tr><td>37</td><td>RHR系 C 流量</td><td>m3/h</td></tr> <tr><td>38</td><td>RHR-P A 運転中</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>39</td><td>RHR-P B 運転中</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>40</td><td>RHR-P C 運転中</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>41</td><td>原子炉水位(W/R) (PBV)</td><td>mm</td></tr> <tr><td>42</td><td>原子炉水位(燃料域) (PBV)</td><td>mm</td></tr> <tr><td>43</td><td>APRM (平均)</td><td>%PWR</td></tr> <tr><td>44</td><td>全制御棒全挿入</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>45</td><td>D/W圧力(W/R) (最大)</td><td>kPaabs</td></tr> <tr><td>46</td><td>S/C圧力(MAX)</td><td>kPaabs</td></tr> <tr><td>47</td><td>PCIS 内側隔離</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>48</td><td>PCIS 外側隔離</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>49</td><td>B22 AO-F002A 全閉</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>50</td><td>B22 AO-F002B 全閉</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>51</td><td>B22 AO-F002C 全閉</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>52</td><td>B22 AO-F002D 全閉</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>53</td><td>B22 AO-F003A 全閉</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>54</td><td>B22 AO-F003B 全閉</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>55</td><td>B22 AO-F003C 全</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>56</td><td>B22 AO-F003D 全閉</td><td>DIGITAL</td></tr> </tbody> </table>	連番	パラメータ説明	単位	29	HPCS系 流量	m3/h	30	LPCS系 流量	m3/h	31	ADS-A 作動	DIGITAL	32	ADS-B 作動	DIGITAL	33	HPCS-P 運転中	DIGITAL	34	LPCS-P 運転中	DIGITAL	35	RHR系 A 流量	m3/h	36	RHR系 B 流量	m3/h	37	RHR系 C 流量	m3/h	38	RHR-P A 運転中	DIGITAL	39	RHR-P B 運転中	DIGITAL	40	RHR-P C 運転中	DIGITAL	41	原子炉水位(W/R) (PBV)	mm	42	原子炉水位(燃料域) (PBV)	mm	43	APRM (平均)	%PWR	44	全制御棒全挿入	DIGITAL	45	D/W圧力(W/R) (最大)	kPaabs	46	S/C圧力(MAX)	kPaabs	47	PCIS 内側隔離	DIGITAL	48	PCIS 外側隔離	DIGITAL	49	B22 AO-F002A 全閉	DIGITAL	50	B22 AO-F002B 全閉	DIGITAL	51	B22 AO-F002C 全閉	DIGITAL	52	B22 AO-F002D 全閉	DIGITAL	53	B22 AO-F003A 全閉	DIGITAL	54	B22 AO-F003B 全閉	DIGITAL	55	B22 AO-F003C 全	DIGITAL	56	B22 AO-F003D 全閉	DIGITAL	<p style="text-align: center;">別表2-9 SPDS伝送項目一覧</p> <p style="text-align: right;">3号機</p> <table border="1" data-bbox="1207 319 1899 1369"> <thead> <tr> <th>連番</th> <th>パラメータ説明</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>29</td><td>HPCS系 流量</td><td>m3/h</td></tr> <tr><td>30</td><td>LPCS系 流量</td><td>m3/h</td></tr> <tr><td>31</td><td>ADS-A 作動</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>32</td><td>ADS-B 作動</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>33</td><td>HPCS-P 運転中</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>34</td><td>LPCS-P 運転中</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>35</td><td>RHR系 A 流量</td><td>m3/h</td></tr> <tr><td>36</td><td>RHR系 B 流量</td><td>m3/h</td></tr> <tr><td>37</td><td>RHR系 C 流量</td><td>m3/h</td></tr> <tr><td>38</td><td>RHR-P A 運転中</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>39</td><td>RHR-P B 運転中</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>40</td><td>RHR-P C 運転中</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>41</td><td>原子炉水位(W/R) (PBV)</td><td>mm</td></tr> <tr><td>42</td><td>原子炉水位(燃料域) (PBV)</td><td>mm</td></tr> <tr><td>43</td><td>APRM (平均)</td><td>%PWR</td></tr> <tr><td>44</td><td>全制御棒全挿入</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>45</td><td>D/W圧力(W/R) (最大)</td><td>kPaabs</td></tr> <tr><td>46</td><td>S/C圧力(MAX)</td><td>kPaabs</td></tr> <tr><td>47</td><td>PCIS 内側隔離</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>48</td><td>PCIS 外側隔離</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>49</td><td>B22 AO-F002A 全閉</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>50</td><td>B22 AO-F002B 全閉</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>51</td><td>B22 AO-F002C 全閉</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>52</td><td>B22 AO-F002D 全閉</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>53</td><td>B22 AO-F003A 全閉</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>54</td><td>B22 AO-F003B 全閉</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>55</td><td>B22 AO-F003C 全閉</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>56</td><td>B22 AO-F003D 全閉</td><td>DIGITAL</td></tr> </tbody> </table>	連番	パラメータ説明	単位	29	HPCS系 流量	m3/h	30	LPCS系 流量	m3/h	31	ADS-A 作動	DIGITAL	32	ADS-B 作動	DIGITAL	33	HPCS-P 運転中	DIGITAL	34	LPCS-P 運転中	DIGITAL	35	RHR系 A 流量	m3/h	36	RHR系 B 流量	m3/h	37	RHR系 C 流量	m3/h	38	RHR-P A 運転中	DIGITAL	39	RHR-P B 運転中	DIGITAL	40	RHR-P C 運転中	DIGITAL	41	原子炉水位(W/R) (PBV)	mm	42	原子炉水位(燃料域) (PBV)	mm	43	APRM (平均)	%PWR	44	全制御棒全挿入	DIGITAL	45	D/W圧力(W/R) (最大)	kPaabs	46	S/C圧力(MAX)	kPaabs	47	PCIS 内側隔離	DIGITAL	48	PCIS 外側隔離	DIGITAL	49	B22 AO-F002A 全閉	DIGITAL	50	B22 AO-F002B 全閉	DIGITAL	51	B22 AO-F002C 全閉	DIGITAL	52	B22 AO-F002D 全閉	DIGITAL	53	B22 AO-F003A 全閉	DIGITAL	54	B22 AO-F003B 全閉	DIGITAL	55	B22 AO-F003C 全閉	DIGITAL	56	B22 AO-F003D 全閉	DIGITAL	記載の適正化(脱字の修正)
	連番	パラメータ説明	単位																																																																																																																																																																														
	29	HPCS系 流量	m3/h																																																																																																																																																																														
	30	LPCS系 流量	m3/h																																																																																																																																																																														
	31	ADS-A 作動	DIGITAL																																																																																																																																																																														
	32	ADS-B 作動	DIGITAL																																																																																																																																																																														
	33	HPCS-P 運転中	DIGITAL																																																																																																																																																																														
	34	LPCS-P 運転中	DIGITAL																																																																																																																																																																														
	35	RHR系 A 流量	m3/h																																																																																																																																																																														
	36	RHR系 B 流量	m3/h																																																																																																																																																																														
	37	RHR系 C 流量	m3/h																																																																																																																																																																														
	38	RHR-P A 運転中	DIGITAL																																																																																																																																																																														
	39	RHR-P B 運転中	DIGITAL																																																																																																																																																																														
	40	RHR-P C 運転中	DIGITAL																																																																																																																																																																														
	41	原子炉水位(W/R) (PBV)	mm																																																																																																																																																																														
	42	原子炉水位(燃料域) (PBV)	mm																																																																																																																																																																														
	43	APRM (平均)	%PWR																																																																																																																																																																														
	44	全制御棒全挿入	DIGITAL																																																																																																																																																																														
	45	D/W圧力(W/R) (最大)	kPaabs																																																																																																																																																																														
	46	S/C圧力(MAX)	kPaabs																																																																																																																																																																														
	47	PCIS 内側隔離	DIGITAL																																																																																																																																																																														
	48	PCIS 外側隔離	DIGITAL																																																																																																																																																																														
	49	B22 AO-F002A 全閉	DIGITAL																																																																																																																																																																														
	50	B22 AO-F002B 全閉	DIGITAL																																																																																																																																																																														
	51	B22 AO-F002C 全閉	DIGITAL																																																																																																																																																																														
	52	B22 AO-F002D 全閉	DIGITAL																																																																																																																																																																														
	53	B22 AO-F003A 全閉	DIGITAL																																																																																																																																																																														
	54	B22 AO-F003B 全閉	DIGITAL																																																																																																																																																																														
	55	B22 AO-F003C 全	DIGITAL																																																																																																																																																																														
	56	B22 AO-F003D 全閉	DIGITAL																																																																																																																																																																														
	連番	パラメータ説明	単位																																																																																																																																																																														
	29	HPCS系 流量	m3/h																																																																																																																																																																														
30	LPCS系 流量	m3/h																																																																																																																																																																															
31	ADS-A 作動	DIGITAL																																																																																																																																																																															
32	ADS-B 作動	DIGITAL																																																																																																																																																																															
33	HPCS-P 運転中	DIGITAL																																																																																																																																																																															
34	LPCS-P 運転中	DIGITAL																																																																																																																																																																															
35	RHR系 A 流量	m3/h																																																																																																																																																																															
36	RHR系 B 流量	m3/h																																																																																																																																																																															
37	RHR系 C 流量	m3/h																																																																																																																																																																															
38	RHR-P A 運転中	DIGITAL																																																																																																																																																																															
39	RHR-P B 運転中	DIGITAL																																																																																																																																																																															
40	RHR-P C 運転中	DIGITAL																																																																																																																																																																															
41	原子炉水位(W/R) (PBV)	mm																																																																																																																																																																															
42	原子炉水位(燃料域) (PBV)	mm																																																																																																																																																																															
43	APRM (平均)	%PWR																																																																																																																																																																															
44	全制御棒全挿入	DIGITAL																																																																																																																																																																															
45	D/W圧力(W/R) (最大)	kPaabs																																																																																																																																																																															
46	S/C圧力(MAX)	kPaabs																																																																																																																																																																															
47	PCIS 内側隔離	DIGITAL																																																																																																																																																																															
48	PCIS 外側隔離	DIGITAL																																																																																																																																																																															
49	B22 AO-F002A 全閉	DIGITAL																																																																																																																																																																															
50	B22 AO-F002B 全閉	DIGITAL																																																																																																																																																																															
51	B22 AO-F002C 全閉	DIGITAL																																																																																																																																																																															
52	B22 AO-F002D 全閉	DIGITAL																																																																																																																																																																															
53	B22 AO-F003A 全閉	DIGITAL																																																																																																																																																																															
54	B22 AO-F003B 全閉	DIGITAL																																																																																																																																																																															
55	B22 AO-F003C 全閉	DIGITAL																																																																																																																																																																															
56	B22 AO-F003D 全閉	DIGITAL																																																																																																																																																																															

頁	現行	読替後	備考																																																		
<p>Ⅲ－ 1</p>	<p style="text-align: right;">様式 1</p> <p style="text-align: center;">原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">届出者</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td style="text-align: right;">印</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（担当者 所属 電話）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">別添のとおり，原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので，原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。</td> </tr> <tr> <td>原子力事業所の名称及び場所</td> <td>福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楡葉町大字波倉字小浜作12</td> </tr> <tr> <td>当該事業所に係る核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定，許可又は承認の種別とその年月日</td> <td>原子炉設置許可  昭和49年 4月30日</td> </tr> <tr> <td>原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>協議した都道府県知事及び市町村長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>予定される要旨の公表の方法</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考1 この用紙の大きさは，日本工業規格A4とする。</p> <p>2 協議が調っていない場合には，「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。</p> <p>3 氏名を記載し，押印することに代えて，署名することができる。この場合において，署名は必ず本人が自署するものとする。</p>	年 月 日		内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿		届出者		住 所		氏 名	印	（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）		（担当者 所属 電話）		別添のとおり，原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので，原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。		原子力事業所の名称及び場所	福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楡葉町大字波倉字小浜作12	当該事業所に係る核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定，許可又は承認の種別とその年月日	原子炉設置許可  昭和49年 4月30日	原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日	協議した都道府県知事及び市町村長		予定される要旨の公表の方法		<p style="text-align: right;">様式 1</p> <p style="text-align: center;">原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">届出者</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td style="text-align: right;">印</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">別添のとおり，原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので，原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。</td> </tr> <tr> <td>原子力事業所の名称及び場所</td> <td>福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楡葉町大字波倉字小浜作12</td> </tr> <tr> <td>当該事業所に係る核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定，許可又は承認の種別とその年月日</td> <td>原子炉設置許可  昭和49年 4月30日</td> </tr> <tr> <td>原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>協議した都道府県知事及び市町村長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>予定される要旨の公表の方法</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考1 この用紙の大きさは，日本産業規格A4とする。</p> <p>2 協議が調っていない場合には，「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。</p>	年 月 日		内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿		届出者		住 所		氏 名	印	（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）		別添のとおり，原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので，原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。		原子力事業所の名称及び場所	福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楡葉町大字波倉字小浜作12	当該事業所に係る核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定，許可又は承認の種別とその年月日	原子炉設置許可  昭和49年 4月30日	原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日	協議した都道府県知事及び市町村長		予定される要旨の公表の方法		<p>原 災 法 関 係 法 令 改 正 に 伴 う 変 更 及 び 記 載 の 適 正 化 （ 法 令 表 記 と の 整 合 化 ）</p>
	年 月 日																																																				
内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿																																																					
届出者																																																					
住 所																																																					
氏 名	印																																																				
（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）																																																					
（担当者 所属 電話）																																																					
別添のとおり，原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので，原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。																																																					
原子力事業所の名称及び場所	福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楡葉町大字波倉字小浜作12																																																				
当該事業所に係る核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定，許可又は承認の種別とその年月日	原子炉設置許可  昭和49年 4月30日																																																				
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日																																																				
協議した都道府県知事及び市町村長																																																					
予定される要旨の公表の方法																																																					
年 月 日																																																					
内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿																																																					
届出者																																																					
住 所																																																					
氏 名	印																																																				
（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）																																																					
別添のとおり，原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので，原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。																																																					
原子力事業所の名称及び場所	福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楡葉町大字波倉字小浜作12																																																				
当該事業所に係る核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定，許可又は承認の種別とその年月日	原子炉設置許可  昭和49年 4月30日																																																				
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日																																																				
協議した都道府県知事及び市町村長																																																					
予定される要旨の公表の方法																																																					

頁	現行	読替後	備考																																																																								
<p>III-2</p>	<p style="text-align: right;">様式2</p> <p style="text-align: center;">原子力防災要員現況届出書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会、福島県知事、楡葉町長、富岡町長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所 氏 名 <span style="float: right;">印</span></p> <p style="text-align: center;">(法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話 )</p> <p>原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第8条第4項の規定に基づき届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td colspan="2">福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楡葉町大字波倉字小浜作12</td> </tr> <tr> <td>業務の種類別</td> <td>防災要員の職制</td> <td>その他防災要員</td> </tr> <tr> <td>情報の整理、関係者との連絡調整</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害合同対策協議会における情報の交換等</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>広 報</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>放射線量の測定その他の状況の把握</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害の発生又は拡大の防止</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>施設設備の整備・点検、応急の復旧</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>放射性物質による汚染の除去</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>医療に関する措置</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害に関する資機材の調達及び輸送</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力事業所内の警備等</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> </table> <p>備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。</p> </div>	原子力事業所の名称及び場所	福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楡葉町大字波倉字小浜作12		業務の種類別	防災要員の職制	その他防災要員	情報の整理、関係者との連絡調整		名以上	原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名以上	広 報		名以上	放射線量の測定その他の状況の把握		名以上	原子力災害の発生又は拡大の防止		名以上	施設設備の整備・点検、応急の復旧		名以上	放射性物質による汚染の除去		名以上	医療に関する措置		名以上	原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名以上	原子力事業所内の警備等		名以上	<p style="text-align: right;">様式2</p> <p style="text-align: center;">原子力防災要員現況届出書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会、福島県知事、楡葉町長、富岡町長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: center;">(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)</p> <p>原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第8条第4項の規定に基づき届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td colspan="2">福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楡葉町大字波倉字小浜作12</td> </tr> <tr> <td>業務の種類別</td> <td>防災要員の職制</td> <td>その他防災要員</td> </tr> <tr> <td>情報の整理、関係者との連絡調整</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害合同対策協議会における情報の交換等</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>広 報</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>放射線量の測定その他の状況の把握</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害の発生又は拡大の防止</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>施設設備の整備・点検、応急の復旧</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>放射性物質による汚染の除去</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>医療に関する措置</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害に関する資機材の調達及び輸送</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力事業所内の警備等</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。</p> </div>	原子力事業所の名称及び場所	福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楡葉町大字波倉字小浜作12		業務の種類別	防災要員の職制	その他防災要員	情報の整理、関係者との連絡調整		名以上	原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名以上	広 報		名以上	放射線量の測定その他の状況の把握		名以上	原子力災害の発生又は拡大の防止		名以上	施設設備の整備・点検、応急の復旧		名以上	放射性物質による汚染の除去		名以上	医療に関する措置		名以上	原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名以上	原子力事業所内の警備等		名以上	<p>原 災 法 関 係 法 令 改 正 に 伴 う 変 更 及 び 記 載 の 適 正 化 ( 法 令 表 記 と の 整 合 化 )</p>
	原子力事業所の名称及び場所	福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楡葉町大字波倉字小浜作12																																																																									
業務の種類別	防災要員の職制	その他防災要員																																																																									
情報の整理、関係者との連絡調整		名以上																																																																									
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名以上																																																																									
広 報		名以上																																																																									
放射線量の測定その他の状況の把握		名以上																																																																									
原子力災害の発生又は拡大の防止		名以上																																																																									
施設設備の整備・点検、応急の復旧		名以上																																																																									
放射性物質による汚染の除去		名以上																																																																									
医療に関する措置		名以上																																																																									
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名以上																																																																									
原子力事業所内の警備等		名以上																																																																									
原子力事業所の名称及び場所	福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楡葉町大字波倉字小浜作12																																																																										
業務の種類別	防災要員の職制	その他防災要員																																																																									
情報の整理、関係者との連絡調整		名以上																																																																									
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名以上																																																																									
広 報		名以上																																																																									
放射線量の測定その他の状況の把握		名以上																																																																									
原子力災害の発生又は拡大の防止		名以上																																																																									
施設設備の整備・点検、応急の復旧		名以上																																																																									
放射性物質による汚染の除去		名以上																																																																									
医療に関する措置		名以上																																																																									
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名以上																																																																									
原子力事業所内の警備等		名以上																																																																									

頁	現行	読替後	備考																																								
<p style="text-align: center;">Ⅲ－ 3</p>	<p style="text-align: right;">様式3</p> <p style="text-align: center;">原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会, 福島県知事, 檜葉町長, 富岡町長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">(法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話 )</p> <p>原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td colspan="2">福島第二原子力発電所 福島県双葉郡檜葉町大字波倉字小浜作12</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td>選 任</td> <td>解 任</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">正</td> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選任・解任年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職務上の地位</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">副</td> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選任・解任年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職務上の地位</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </table> <p>備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。                  2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。                  3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。</p> </div>	原子力事業所の名称及び場所	福島第二原子力発電所 福島県双葉郡檜葉町大字波倉字小浜作12		区 分	選 任	解 任	正	氏 名		選任・解任年月日		職務上の地位	/	副	氏 名		選任・解任年月日		職務上の地位	/	<p style="text-align: right;">様式3</p> <p style="text-align: center;">原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会, 福島県知事, 檜葉町長, 富岡町長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: center;">(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)</p> <p>原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td colspan="2">福島第二原子力発電所 福島県双葉郡檜葉町大字波倉字小浜作12</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td>選 任</td> <td>解 任</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">正</td> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選任・解任年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職務上の地位</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">副</td> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選任・解任年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職務上の地位</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </table> <p>備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。                  2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。</p> </div>	原子力事業所の名称及び場所	福島第二原子力発電所 福島県双葉郡檜葉町大字波倉字小浜作12		区 分	選 任	解 任	正	氏 名		選任・解任年月日		職務上の地位	/	副	氏 名		選任・解任年月日		職務上の地位	/	<p>原 災 法 関 係 法 令 改 正 に 伴 う 変 更 及 び 記 載 の 適 正 化 ( 法 令 表 記 と の 整 合 化 )</p>
	原子力事業所の名称及び場所	福島第二原子力発電所 福島県双葉郡檜葉町大字波倉字小浜作12																																									
区 分	選 任	解 任																																									
正	氏 名																																										
	選任・解任年月日																																										
	職務上の地位	/																																									
副	氏 名																																										
	選任・解任年月日																																										
	職務上の地位	/																																									
原子力事業所の名称及び場所	福島第二原子力発電所 福島県双葉郡檜葉町大字波倉字小浜作12																																										
区 分	選 任	解 任																																									
正	氏 名																																										
	選任・解任年月日																																										
	職務上の地位	/																																									
副	氏 名																																										
	選任・解任年月日																																										
	職務上の地位	/																																									

頁	現行	読替後	備考																														
<p>Ⅲ－４</p>	<p style="text-align: center;">放射線測定設備現況届出書 <span style="float: right;">様式４</span></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣，原子力規制委員会，福島県知事，楡葉町長，富岡町長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 <span style="float: right;">印</span></p> <p style="text-align: center;">（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: center;">（担当者 所属 電話 ）</p> <p>放射線測定設備の現況について，原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td colspan="2">福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楡葉町大字波倉字小浜作12</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子力事業所内の放射線測定設備</td> <td>設置数</td> <td style="text-align: center;">式</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原子力事業所外の放射線測定設備</td> <td>設置者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検出される数値の把握方法</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 1 用紙の大きさは，日本工業規格A4とする。</p> <p>2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は，通報事象等規則第8条第1号ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。</p> <p>3 氏名を記載し，押印することに代えて，署名することができる。この場合において，署名は必ず本人が自署するものとする。</p> </div>	原子力事業所の名称及び場所	福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楡葉町大字波倉字小浜作12		原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式	設置場所		原子力事業所外の放射線測定設備	設置者		設置場所		検出される数値の把握方法		<p style="text-align: center;">放射線測定設備現況届出書 <span style="float: right;">様式４</span></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣，原子力規制委員会，福島県知事，楡葉町長，富岡町長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <hr style="border: 1px solid red;"/> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <hr style="border: 1px solid red;"/> <p style="text-align: center;">（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）</p> <p>放射線測定設備の現況について，原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td colspan="2">福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楡葉町大字波倉字小浜作12</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子力事業所内の放射線測定設備</td> <td>設置数</td> <td style="text-align: center;">式</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原子力事業所外の放射線測定設備</td> <td>設置者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検出される数値の把握方法</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 1 <u>この</u>用紙の大きさは日本産業規格A4とする。</p> <p>2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は，通報事象等規則第8条第1号ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。</p> </div>	原子力事業所の名称及び場所	福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楡葉町大字波倉字小浜作12		原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式	設置場所		原子力事業所外の放射線測定設備	設置者		設置場所		検出される数値の把握方法		<p>原 災 法 関 係 法 令 改 正 に 伴 う 変 更 及 び 記 載 の 適 正 化 （ 法 令 表 記 と の 整 合 化 ）</p>
原子力事業所の名称及び場所	福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楡葉町大字波倉字小浜作12																																
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式																															
	設置場所																																
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者																																
	設置場所																																
	検出される数値の把握方法																																
原子力事業所の名称及び場所	福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楡葉町大字波倉字小浜作12																																
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式																															
	設置場所																																
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者																																
	設置場所																																
	検出される数値の把握方法																																

頁	現行	読替後	備考																
<p>Ⅲ－５</p>	<p style="text-align: right;">様式 5</p> <p style="text-align: center;">放射線測定設備の性能検査申請書</p> <p style="text-align: right;">原管発官 第 号 年 月 日</p> <p>原子力規制委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号 氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>原子力災害対策特別措置法第11条第5項の規定により次のとおり放射線測定設備の性能検査を受けたいので申請します。</p> <table border="1" data-bbox="434 1098 1034 1241"> <tr> <td colspan="2">原子力事業所の名称及び所在地</td> <td>福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楡葉町大字波倉字小浜作12</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子力事業所内の放射線測定設備</td> <td>設置数</td> <td>式</td> </tr> <tr> <td>その概要</td> <td>別紙のとおり</td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。</p>	原子力事業所の名称及び所在地		福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楡葉町大字波倉字小浜作12	原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式	その概要	別紙のとおり	<p style="text-align: right;">様式 5</p> <p style="text-align: center;">放射線測定設備の性能検査申請書</p> <p style="text-align: right;">原管発官 第 号 年 月 日</p> <p>原子力規制委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号 氏 名</p> <p>原子力災害対策特別措置法第11条第5項の規定により次のとおり放射線測定設備の性能検査を受けたいので申請します。</p> <table border="1" data-bbox="1279 1106 1899 1249"> <tr> <td colspan="2">原子力事業所の名称及び所在地</td> <td>福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楡葉町大字波倉字小浜作12</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子力事業所内の放射線測定設備</td> <td>設置数</td> <td>式</td> </tr> <tr> <td>その概要</td> <td>別紙のとおり</td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。</p>	原子力事業所の名称及び所在地		福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楡葉町大字波倉字小浜作12	原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式	その概要	別紙のとおり	<p>原 災 法 関 係 法 令 改 正 に 伴 う 変 更</p>
原子力事業所の名称及び所在地		福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楡葉町大字波倉字小浜作12																	
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式																	
	その概要	別紙のとおり																	
原子力事業所の名称及び所在地		福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楡葉町大字波倉字小浜作12																	
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式																	
	その概要	別紙のとおり																	

頁	現行	読替後	備考																																																																																																				
<p style="text-align: center;">Ⅲ－ 6</p>	<p style="text-align: right;">様式 6</p> <p style="text-align: center;">原子力防災資機材現況届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣，原子力規制委員会，福島県知事，楡葉町長，富岡町長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">(法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話 )</p> <p>原子力防災資機材の現況について，原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>原子力事業所の名称及び場所</td> <td colspan="2">福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楡葉町大字波倉字小浜作12</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線障害防護用具</td> <td>汚染防護服</td> <td>組</td> </tr> <tr> <td>呼吸用ボンベ付一体型防護マスク フィルター付き防護マスク</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常用通信機器</td> <td>緊急時電話回線</td> <td>回線</td> </tr> <tr> <td>ファクシミリ 携帯電話等</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">計測器等</td> <td>排気筒モニタリング設備その他 の固定式測定器</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線測定用サーベイメータ</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>中性子線測定用サーベイメータ</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>空間放射線積算線量計</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬式ダスト測定関連機器</td> <td>サンブラ</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>測定器</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器</td> <td>サンブラ</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>測定器</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>個人用外部被ばく線量測定器</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>エリアモニタリング設備</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>モニタリングカー</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他資機材</td> <td>ヨウ素剤</td> <td>錠</td> </tr> <tr> <td>担架</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>除染用具</td> <td>式</td> </tr> <tr> <td>被ばく者の輸送のために使用可能な車両 屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備</td> <td>台 式</td> </tr> </table> <p>備考1 用紙の大きさは，日本工業規格A4とする。 2 氏名を記載し，押印することに代えて，署名することができる。この場合において，署名は必ず本人が自署するものとする。 3 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には，設備の種類を記載すること。</p>	原子力事業所の名称及び場所	福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楡葉町大字波倉字小浜作12		放射線障害防護用具	汚染防護服	組	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク フィルター付き防護マスク	個	非常用通信機器	緊急時電話回線	回線	ファクシミリ 携帯電話等	台	計測器等	排気筒モニタリング設備その他 の固定式測定器	台	ガンマ線測定用サーベイメータ	台	中性子線測定用サーベイメータ	台	空間放射線積算線量計	個	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	台	測定器	台	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	台	測定器	台	個人用外部被ばく線量測定器	台	その他	エリアモニタリング設備	台	モニタリングカー	台	その他資機材	ヨウ素剤	錠	担架	台	除染用具	式	被ばく者の輸送のために使用可能な車両 屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	台 式	<p style="text-align: right;">様式 6</p> <p style="text-align: center;">原子力防災資機材現況届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣，原子力規制委員会，福島県知事，楡葉町長，富岡町長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)</p> <p>原子力防災資機材の現況について，原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>原子力事業所の名称及び場所</td> <td colspan="2">福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楡葉町大字波倉字小浜作12</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線障害防護用具</td> <td>汚染防護服</td> <td>組</td> </tr> <tr> <td>呼吸用ボンベ付一体型防護マスク フィルター付防護マスク</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常用通信機器</td> <td>緊急時電話回線</td> <td>回線</td> </tr> <tr> <td>ファクシミリ 携帯電話等</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">計測器等</td> <td>排気筒モニタリング設備その他 の固定式測定器</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線測定用サーベイメータ</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>中性子線測定用サーベイメータ</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>空間放射線積算線量計</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬式ダスト測定関連機器</td> <td>サンブラ</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>測定器</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器</td> <td>サンブラ</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>測定器</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>個人用外部被ばく線量測定器</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>エリアモニタリング設備</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>モニタリングカー</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他資機材</td> <td>ヨウ素剤</td> <td>錠</td> </tr> <tr> <td>担架</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>除染用具</td> <td>式</td> </tr> <tr> <td>被ばく者の輸送のために使用可能な車両 屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備</td> <td>台 式</td> </tr> </table> <p>備考1 この用紙の大きさは，日本産業規格A4とする。 2 排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には，設備の種類を記載すること。</p>	原子力事業所の名称及び場所	福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楡葉町大字波倉字小浜作12		放射線障害防護用具	汚染防護服	組	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク フィルター付防護マスク	個	非常用通信機器	緊急時電話回線	回線	ファクシミリ 携帯電話等	台	計測器等	排気筒モニタリング設備その他 の固定式測定器	台	ガンマ線測定用サーベイメータ	台	中性子線測定用サーベイメータ	台	空間放射線積算線量計	個	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	台	測定器	台	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	台	測定器	台	個人用外部被ばく線量測定器	台	その他	エリアモニタリング設備	台	モニタリングカー	台	その他資機材	ヨウ素剤	錠	担架	台	除染用具	式	被ばく者の輸送のために使用可能な車両 屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	台 式	<p style="text-align: center;">原 災 法 関 係 法 令 改 正 に 伴 う 変 更 及 び 記 載 の 適 正 化 ( 法 令 表 記 と の 整 合 化 )</p>
	原子力事業所の名称及び場所	福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楡葉町大字波倉字小浜作12																																																																																																					
放射線障害防護用具	汚染防護服	組																																																																																																					
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク フィルター付き防護マスク	個																																																																																																					
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線																																																																																																					
	ファクシミリ 携帯電話等	台																																																																																																					
計測器等	排気筒モニタリング設備その他 の固定式測定器	台																																																																																																					
	ガンマ線測定用サーベイメータ	台																																																																																																					
	中性子線測定用サーベイメータ	台																																																																																																					
	空間放射線積算線量計	個																																																																																																					
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台																																																																																																					
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	台																																																																																																				
		測定器	台																																																																																																				
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	台																																																																																																				
		測定器	台																																																																																																				
	個人用外部被ばく線量測定器	台																																																																																																					
その他	エリアモニタリング設備	台																																																																																																					
	モニタリングカー	台																																																																																																					
その他資機材	ヨウ素剤	錠																																																																																																					
	担架	台																																																																																																					
	除染用具	式																																																																																																					
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両 屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	台 式																																																																																																					
原子力事業所の名称及び場所	福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楡葉町大字波倉字小浜作12																																																																																																						
放射線障害防護用具	汚染防護服	組																																																																																																					
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク フィルター付防護マスク	個																																																																																																					
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線																																																																																																					
	ファクシミリ 携帯電話等	台																																																																																																					
計測器等	排気筒モニタリング設備その他 の固定式測定器	台																																																																																																					
	ガンマ線測定用サーベイメータ	台																																																																																																					
	中性子線測定用サーベイメータ	台																																																																																																					
	空間放射線積算線量計	個																																																																																																					
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台																																																																																																					
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	台																																																																																																				
		測定器	台																																																																																																				
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	台																																																																																																				
		測定器	台																																																																																																				
	個人用外部被ばく線量測定器	台																																																																																																					
その他	エリアモニタリング設備	台																																																																																																					
	モニタリングカー	台																																																																																																					
その他資機材	ヨウ素剤	錠																																																																																																					
	担架	台																																																																																																					
	除染用具	式																																																																																																					
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両 屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	台 式																																																																																																					



頁	現行	読替後	備考																												
<p>Ⅲ－ 8</p>	<p style="text-align: right;">様式 7－ 2</p> <p style="text-align: center;">警戒事態該当事象発生連絡後の状況報告 (第 報)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会、福島県知事、楡葉町長、富岡町長 殿</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%; border: 1px solid black;">警戒事態該当事象発生後の経過連絡</td> <td style="width: 30%; border: 1px solid black;">連絡者名 連絡先</td> </tr> </table> <p>原子力災害対策指針及び福島第二原子力発電所原子力事業者防災業務計画に基づき、警戒事態該当事象発生連絡後の状況を以下のとおり連絡します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楡葉町大字波倉字小浜作12</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生箇所(注1)</td> <td>福島第二原子力発電所 号機</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生時刻(注1)</td> <td>年 月 日 時 分 (24時間表示)</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の種類(注1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要(注2)</td> <td>(対応日時, 対応の概要)</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応(注3)</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。                  (注1)最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。                  (注2)設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。                  (注3)発電所警戒本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。</p>	警戒事態該当事象発生後の経過連絡	連絡者名 連絡先	原子力事業所の名称及び場所	福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楡葉町大字波倉字小浜作12	警戒事態該当事象の発生箇所(注1)	福島第二原子力発電所 号機	警戒事態該当事象の発生時刻(注1)	年 月 日 時 分 (24時間表示)	警戒事態該当事象の種類(注1)		発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時, 対応の概要)	その他の事項の対応(注3)		<p style="text-align: right;">様式 7－ 2</p> <p style="text-align: center;">警戒事態該当事象発生連絡後の状況報告 (第 報)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会、福島県知事、楡葉町長、富岡町長 殿</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%; border: 1px solid black;">警戒事態該当事象発生後の経過連絡</td> <td style="width: 30%; border: 1px solid black;">連絡者名 連絡先</td> </tr> </table> <p>原子力災害対策指針及び福島第二原子力発電所原子力事業者防災業務計画に基づき、警戒事態該当事象発生連絡後の状況を以下のとおり連絡します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楡葉町大字波倉字小浜作12</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生箇所(注1)</td> <td>福島第二原子力発電所 号機</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生時刻(注1)</td> <td>年 月 日 時 分 (24時間表示)</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の種類(注1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要(注2)</td> <td>(対応日時, 対応の概要)</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応(注3)</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。                  (注1)最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。                  (注2)設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。                  (注3)発電所警戒本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。</p>	警戒事態該当事象発生後の経過連絡	連絡者名 連絡先	原子力事業所の名称及び場所	福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楡葉町大字波倉字小浜作12	警戒事態該当事象の発生箇所(注1)	福島第二原子力発電所 号機	警戒事態該当事象の発生時刻(注1)	年 月 日 時 分 (24時間表示)	警戒事態該当事象の種類(注1)		発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時, 対応の概要)	その他の事項の対応(注3)		<p>原 災 法 関 係 法 令 改 正 に 伴 う 変 更</p>
警戒事態該当事象発生後の経過連絡	連絡者名 連絡先																														
原子力事業所の名称及び場所	福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楡葉町大字波倉字小浜作12																														
警戒事態該当事象の発生箇所(注1)	福島第二原子力発電所 号機																														
警戒事態該当事象の発生時刻(注1)	年 月 日 時 分 (24時間表示)																														
警戒事態該当事象の種類(注1)																															
発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時, 対応の概要)																														
その他の事項の対応(注3)																															
警戒事態該当事象発生後の経過連絡	連絡者名 連絡先																														
原子力事業所の名称及び場所	福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楡葉町大字波倉字小浜作12																														
警戒事態該当事象の発生箇所(注1)	福島第二原子力発電所 号機																														
警戒事態該当事象の発生時刻(注1)	年 月 日 時 分 (24時間表示)																														
警戒事態該当事象の種類(注1)																															
発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時, 対応の概要)																														
その他の事項の対応(注3)																															



頁	現行	読替後	備考																										
<p style="text-align: center;">Ⅲ-10</p>	<p style="text-align: center;">様式8-2</p> <p style="text-align: center;">特定事象発生通報（事業所外運搬）（第 報）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣，原子力規制委員会，国土交通大臣，都道府県知事，市町村長 殿</p> <p style="text-align: center;"><b>第 10 条 通 報</b>      通報者名 _____</p> <p style="text-align: center;">連絡先 _____</p> <p>事業所外運搬に係る特定事象の発生について，原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楡葉町大字波倉字小浜作12</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生場所</td> <td>都道府県 _____ 市町村 _____ (海上の場合：沖合 _____ k m)</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻</td> <td>年 月 日 時 分頃（24時間表示）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">発生した特定事象の概要</td> <td>                     特定事象の種類                      原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準                      * <input type="checkbox"/>XSE61 事業所外運搬での放射線量率の上昇                      * <input type="checkbox"/>XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい                      原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準                      * <input type="checkbox"/>XGE61 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇                      * <input type="checkbox"/>XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい                      (注記：*は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)                 </td> </tr> <tr> <td>                     想定される原因                      火災，爆発，沈没，衝突，交通事故，調査中，                      その他（ _____ ）                 </td> </tr> <tr> <td>検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他特定事象の把握に参考となる情報</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは，日本工業規格A4とする。</p> </div>	原子力事業所の名称及び場所	福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楡葉町大字波倉字小浜作12	特定事象の発生場所	都道府県 _____ 市町村 _____ (海上の場合：沖合 _____ k m)	特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分頃（24時間表示）	発生した特定事象の概要	特定事象の種類 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準 * <input type="checkbox"/> XSE61 事業所外運搬での放射線量率の上昇 * <input type="checkbox"/> XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい 原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準 * <input type="checkbox"/> XGE61 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇 * <input type="checkbox"/> XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい (注記：*は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)	想定される原因 火災，爆発，沈没，衝突，交通事故，調査中， その他（ _____ ）	検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等		その他特定事象の把握に参考となる情報		<p style="text-align: center;">様式8-2</p> <p style="text-align: center;">特定事象発生通報（事業所外運搬）（第 報）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣，原子力規制委員会，国土交通大臣，都道府県知事，市町村長 殿</p> <p style="text-align: center;"><b>第 10 条 通 報</b>      通報者名 _____</p> <p style="text-align: center;">連絡先 _____</p> <p>事業所外運搬に係る特定事象の発生について，原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楡葉町大字波倉字小浜作12</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生場所</td> <td>都道府県 _____ 市町村 _____ (海上の場合：沖合 _____ k m)</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻</td> <td>年 月 日 時 分頃（24時間表示）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">発生した特定事象の概要</td> <td>                     特定事象の種類                      原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準                      * <input type="checkbox"/>XSE61 事業所外運搬での放射線量率の上昇                      * <input type="checkbox"/>XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい                      原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準                      * <input type="checkbox"/>XGE61 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇                      * <input type="checkbox"/>XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい                      (注記：*は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)                 </td> </tr> <tr> <td>                     想定される原因                      火災，爆発，沈没，衝突，交通事故，調査中，                      その他（ _____ ）                 </td> </tr> <tr> <td>検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況，主な施設・設備等の状態等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他特定事象の把握に参考となる情報</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 用紙の大きさは，日本工業規格A4とする。</p> </div>	原子力事業所の名称及び場所	福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楡葉町大字波倉字小浜作12	特定事象の発生場所	都道府県 _____ 市町村 _____ (海上の場合：沖合 _____ k m)	特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分頃（24時間表示）	発生した特定事象の概要	特定事象の種類 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準 * <input type="checkbox"/> XSE61 事業所外運搬での放射線量率の上昇 * <input type="checkbox"/> XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい 原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準 * <input type="checkbox"/> XGE61 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇 * <input type="checkbox"/> XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい (注記：*は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)	想定される原因 火災，爆発，沈没，衝突，交通事故，調査中， その他（ _____ ）	検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況，主な施設・設備等の状態等		その他特定事象の把握に参考となる情報		<p style="text-align: center;">原 災 法 関 係 法 令 改 正 に 伴 う 変 更 及 び 記 載 の 適 正 化 ( 法 令 表 記 と の 整 合 化 )</p>
	原子力事業所の名称及び場所	福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楡葉町大字波倉字小浜作12																											
特定事象の発生場所	都道府県 _____ 市町村 _____ (海上の場合：沖合 _____ k m)																												
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分頃（24時間表示）																												
発生した特定事象の概要	特定事象の種類 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準 * <input type="checkbox"/> XSE61 事業所外運搬での放射線量率の上昇 * <input type="checkbox"/> XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい 原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準 * <input type="checkbox"/> XGE61 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇 * <input type="checkbox"/> XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい (注記：*は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)																												
	想定される原因 火災，爆発，沈没，衝突，交通事故，調査中， その他（ _____ ）																												
検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等																													
その他特定事象の把握に参考となる情報																													
原子力事業所の名称及び場所	福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楡葉町大字波倉字小浜作12																												
特定事象の発生場所	都道府県 _____ 市町村 _____ (海上の場合：沖合 _____ k m)																												
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分頃（24時間表示）																												
発生した特定事象の概要	特定事象の種類 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準 * <input type="checkbox"/> XSE61 事業所外運搬での放射線量率の上昇 * <input type="checkbox"/> XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい 原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準 * <input type="checkbox"/> XGE61 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇 * <input type="checkbox"/> XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい (注記：*は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)																												
	想定される原因 火災，爆発，沈没，衝突，交通事故，調査中， その他（ _____ ）																												
検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況，主な施設・設備等の状態等																													
その他特定事象の把握に参考となる情報																													

頁	現行	読替後	備考																																
<p>Ⅲ-11</p>	<p style="text-align: center;">様式9-1 (1/2)</p> <p style="text-align: center;">応急措置の概要(原子炉施設) (第 報)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 檜葉町長, 富岡町長, 関係知事市町村長 殿</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">第25条報告</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">報告者名 _____ 連絡先 _____</td> </tr> </table> <p>原子力災害特別措置法第25条第2項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>福島第二原子力発電所 福島県双葉郡檜葉町大字波倉字小浜作12</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生箇所(注1)</td> <td>福島第二原子力発電所 号機</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻(注1)</td> <td>年 月 日 時 分 (24時間表示)</td> </tr> <tr> <td>特定事象の種類(注1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要(注2)</td> <td>(対応日時, 対応の概要)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">※添付の有・無</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応(注3)</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは, 日本工業規格A4とする。                  (注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。                  (注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。                  (注3) 発電所対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。</p>	第25条報告	報告者名 _____ 連絡先 _____	原子力事業所の名称及び場所	福島第二原子力発電所 福島県双葉郡檜葉町大字波倉字小浜作12	特定事象の発生箇所(注1)	福島第二原子力発電所 号機	特定事象の発生時刻(注1)	年 月 日 時 分 (24時間表示)	特定事象の種類(注1)		発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時, 対応の概要)		※添付の有・無	その他の事項の対応(注3)		<p style="text-align: center;">様式9-1 (1/2)</p> <p style="text-align: center;">応急措置の概要(原子炉施設) (第 報)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 檜葉町長, 富岡町長, 関係知事市町村長 殿</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">第25条報告</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">報告者名 _____ 連絡先 _____</td> </tr> </table> <p>原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>福島第二原子力発電所 福島県双葉郡檜葉町大字波倉字小浜作12</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生箇所(注1)</td> <td>福島第二原子力発電所 号機</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻(注1)</td> <td>年 月 日 時 分 (24時間表示)</td> </tr> <tr> <td>特定事象の種類(注1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要(注2)</td> <td>(対応日時, 対応の概要)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">※添付の有・無</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応(注3)</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格A4とする。                  (注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。                  (注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。                  (注3) 発電所対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。</p>	第25条報告	報告者名 _____ 連絡先 _____	原子力事業所の名称及び場所	福島第二原子力発電所 福島県双葉郡檜葉町大字波倉字小浜作12	特定事象の発生箇所(注1)	福島第二原子力発電所 号機	特定事象の発生時刻(注1)	年 月 日 時 分 (24時間表示)	特定事象の種類(注1)		発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時, 対応の概要)		※添付の有・無	その他の事項の対応(注3)		<p>原 災 法 関 係 法 令 改 正 に 伴 う 変 更 及 び 記 載 の 適 正 化 ( 法 令 名 称 と の 整 合 化 )</p>
第25条報告	報告者名 _____ 連絡先 _____																																		
原子力事業所の名称及び場所	福島第二原子力発電所 福島県双葉郡檜葉町大字波倉字小浜作12																																		
特定事象の発生箇所(注1)	福島第二原子力発電所 号機																																		
特定事象の発生時刻(注1)	年 月 日 時 分 (24時間表示)																																		
特定事象の種類(注1)																																			
発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時, 対応の概要)																																		
	※添付の有・無																																		
その他の事項の対応(注3)																																			
第25条報告	報告者名 _____ 連絡先 _____																																		
原子力事業所の名称及び場所	福島第二原子力発電所 福島県双葉郡檜葉町大字波倉字小浜作12																																		
特定事象の発生箇所(注1)	福島第二原子力発電所 号機																																		
特定事象の発生時刻(注1)	年 月 日 時 分 (24時間表示)																																		
特定事象の種類(注1)																																			
発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時, 対応の概要)																																		
	※添付の有・無																																		
その他の事項の対応(注3)																																			

頁	現行	読替後	備考																												
<p>Ⅲ-13</p>	<p style="text-align: center;">様式9-2 (1/2)</p> <p style="text-align: center;">応急措置の概要(事業所外運搬) (第 報)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 国土交通大臣, 都道府県知事, 市町村長 殿</p> <p style="text-align: center;">第25条報告</p> <p style="text-align: center;">連絡先 報告者名</p> <p>原子力災害特別措置法第25条第2項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楢葉町大字波倉字小浜作12</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生場所(注1)</td> <td>都道府県 市町村 (海上の場合: 沖合 km)</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻(注1)</td> <td>年 月 日 時 分 (24時間表示)</td> </tr> <tr> <td>特定事象の種類(注1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要(注2)</td> <td>(対応日時, 対応の概要)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※添付の有・無</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応(注3)</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 用紙の大きさは, 日本工業規格A4とする。                  (注1) 最初に発生した特定事象の発生場所, 発生時刻, 種類について記載する。                  (注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。                  (注3) 発電所対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。</p>	原子力事業所の名称及び場所	福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楢葉町大字波倉字小浜作12	特定事象の発生場所(注1)	都道府県 市町村 (海上の場合: 沖合 km)	特定事象の発生時刻(注1)	年 月 日 時 分 (24時間表示)	特定事象の種類(注1)		発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時, 対応の概要)		※添付の有・無	その他の事項の対応(注3)		<p style="text-align: center;">様式9-2 (1/2)</p> <p style="text-align: center;">応急措置の概要(事業所外運搬) (第 報)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 国土交通大臣, 都道府県知事, 市町村長 殿</p> <p style="text-align: center;">第25条報告</p> <p style="text-align: center;">連絡先 報告者名</p> <p>原子力災害<del>対策</del>特別措置法第25条第2項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楢葉町大字波倉字小浜作12</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生場所(注1)</td> <td>都道府県 市町村 (海上の場合: 沖合 km)</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻(注1)</td> <td>年 月 日 時 分 (24時間表示)</td> </tr> <tr> <td>特定事象の種類(注1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要(注2)</td> <td>(対応日時, 対応の概要)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※添付の有・無</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応(注3)</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 用紙の大きさは, 日本<del>工業</del>規格A4とする。                  (注1) 最初に発生した特定事象の発生場所, 発生時刻, 種類について記載する。                  (注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。                  (注3) 発電所対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。</p>	原子力事業所の名称及び場所	福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楢葉町大字波倉字小浜作12	特定事象の発生場所(注1)	都道府県 市町村 (海上の場合: 沖合 km)	特定事象の発生時刻(注1)	年 月 日 時 分 (24時間表示)	特定事象の種類(注1)		発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時, 対応の概要)		※添付の有・無	その他の事項の対応(注3)		<p>原災法関係法令改正に伴う変更及び記載の適正化(法令名称との整合化)</p>
	原子力事業所の名称及び場所	福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楢葉町大字波倉字小浜作12																													
特定事象の発生場所(注1)	都道府県 市町村 (海上の場合: 沖合 km)																														
特定事象の発生時刻(注1)	年 月 日 時 分 (24時間表示)																														
特定事象の種類(注1)																															
発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時, 対応の概要)																														
	※添付の有・無																														
その他の事項の対応(注3)																															
原子力事業所の名称及び場所	福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楢葉町大字波倉字小浜作12																														
特定事象の発生場所(注1)	都道府県 市町村 (海上の場合: 沖合 km)																														
特定事象の発生時刻(注1)	年 月 日 時 分 (24時間表示)																														
特定事象の種類(注1)																															
発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時, 対応の概要)																														
	※添付の有・無																														
その他の事項の対応(注3)																															

頁	現行	読替後	備考																												
<p>III-15</p>	<p style="text-align: right;">様式10</p> <p style="text-align: center;">防災訓練実施結果報告書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">報告者 住所 _____ 氏名 _____</p> <p style="text-align: center;">印</p> <p style="text-align: center;">(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話 )</p> <p>防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防 災 訓 練 実 施 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>防災訓練のために想定した原子力災害の概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防 災 訓 練 の 項 目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防 災 訓 練 の 内 容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防 災 訓 練 の 結 果 の 概 要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>今後の原子力災害対策に向けた改善点</td> <td></td> </tr> </table> </div> <p>備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。</p>	原子力事業所の名称及び場所		防 災 訓 練 実 施 年 月 日	年 月 日	防災訓練のために想定した原子力災害の概要		防 災 訓 練 の 項 目		防 災 訓 練 の 内 容		防 災 訓 練 の 結 果 の 概 要		今後の原子力災害対策に向けた改善点		<p style="text-align: right;">様式10</p> <p style="text-align: center;">防災訓練実施結果報告書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">報告者 住所 _____ 氏名 _____</p> <p style="text-align: center;">(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)</p> <p>防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防 災 訓 練 実 施 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>防災訓練のために想定した原子力災害の概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防 災 訓 練 の 項 目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防 災 訓 練 の 内 容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防 災 訓 練 の 結 果 の 概 要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>今後の原子力災害対策に向けた改善点</td> <td></td> </tr> </table> </div> <p>備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。</p>	原子力事業所の名称及び場所		防 災 訓 練 実 施 年 月 日	年 月 日	防災訓練のために想定した原子力災害の概要		防 災 訓 練 の 項 目		防 災 訓 練 の 内 容		防 災 訓 練 の 結 果 の 概 要		今後の原子力災害対策に向けた改善点		<p>原 災 法 関 係 法 令 改 正 に 伴 う 変 更</p>
原子力事業所の名称及び場所																															
防 災 訓 練 実 施 年 月 日	年 月 日																														
防災訓練のために想定した原子力災害の概要																															
防 災 訓 練 の 項 目																															
防 災 訓 練 の 内 容																															
防 災 訓 練 の 結 果 の 概 要																															
今後の原子力災害対策に向けた改善点																															
原子力事業所の名称及び場所																															
防 災 訓 練 実 施 年 月 日	年 月 日																														
防災訓練のために想定した原子力災害の概要																															
防 災 訓 練 の 項 目																															
防 災 訓 練 の 内 容																															
防 災 訓 練 の 結 果 の 概 要																															
今後の原子力災害対策に向けた改善点																															